

前回議論関係資料

◎離職率関係資料	1
（参考1）第6回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査（抜粋）	3
（参考2）介護福祉士現況調査報告書（抜粋）	4
（参考3）平成16年介護サービス施設・事業所調査（抜粋）	5
◎都道府県別有効求人倍率、養成施設数、介護老人福祉施設等	7
◎職種別きまって支給する現金給与額等	9
◎福祉職俸給表初任給基準	10
◎福祉職俸給表適用者の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び 推計年収額	11
（参考）福祉職俸給表	12

入職率・離職率

(%)

		入職率	離職率
全労働者	計	15.7	16.0
	一般労働者	12.6	13.1
	パートタイム労働者	27.1	26.7
直接介護に当たる 介護職員	合計	33.1	21.4
	正社員	21.9	16.9
	非正社員	33.7	22.7

資料出所：全労働者：厚生労働省「雇用動向調査」平成16年

介護労働者：介護労働安定センター「介護事業所における介護労働実態調査（平成17年6月）」

注1：全労働者：入（離）職率とは、平成16年1月1日現在の常用労働者数に対する入（離）職者の割合をいう。（入（離）職者とは、平成16年1月から12月の期間中に事業所が新たに採用した者（事業所を退職したり解雇された者）をいう。）

直接介護に当たる介護職員：入（離）職率とは、平成15年12月1日の従事者数に対するその後1年間の採用（離職）者数の割合をいう。

注2：正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広いため、単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。

入職率・離職率 (看護師)

(%)

		入職率	離職率
全労働者	計	15.1	16.0
	一般労働者	11.7	13.1
	パートタイム労働者	30.6	26.7
病院看護職員		12.7	11.6

資料出所：日本看護協会：「日本看護協会調査報告No.67 2002年病院看護職員の需給状況調査」、2003

注1：全労働者：入(離)職率とは、平成13年1月1日現在の常用労働者数に対する入(離)職者の割合をいう。
離職者とは、平成13年1月から12月の期間中に事業所が新たに採用した者(事業所を退職したり解雇された者)をいう。

病院看護職員：離職率とは年間の退職者が全職員数に占める割合、つまり転病院、進学などの一時的離職等の離職者を含む。

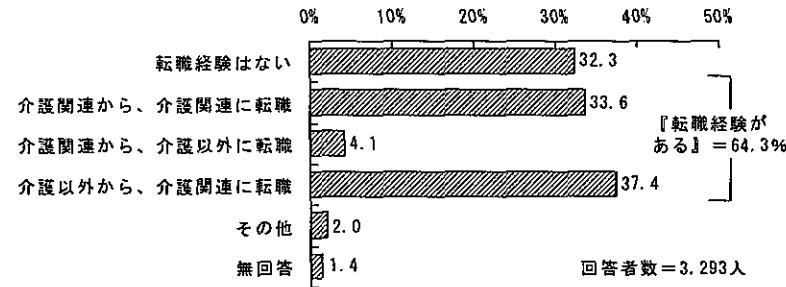
$$\text{離職率}(\%) = \frac{\text{平成13年度退職者数}}{(\text{平成13年度始めの在職職員数} + \text{平成13年度末の在職職員数}) \div 2} \times 100$$

入職率は平成13年度末(平成12年3月31日)の看護職員数に対する2001年度内の新採用者数の割合で計算

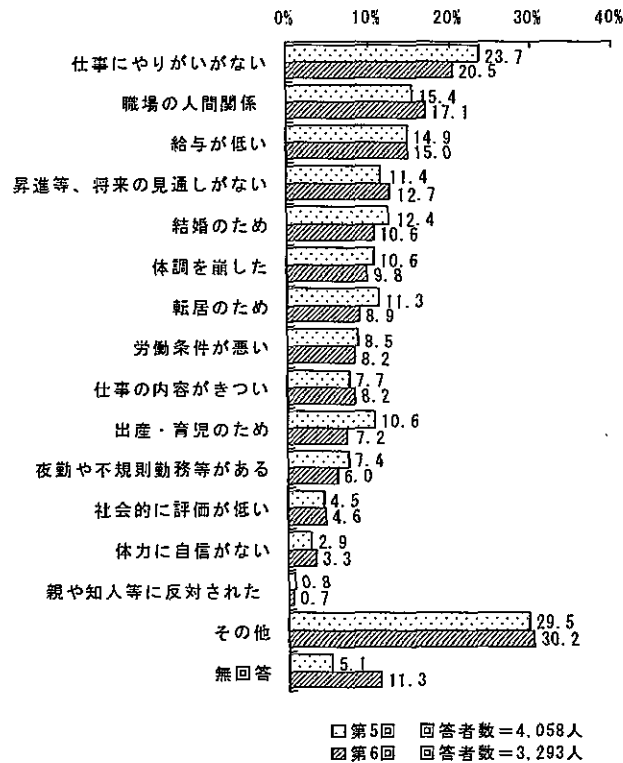
注2：病院看護職員の調査対象は全数ではなく、日本看護協会会員が勤務する全国6593病院中、回答病院数3137(回収率47.6%)に限られている。

注3：ここでいう病院看護職員とは、正職員として採用された保健師・助産師・看護師をさす。したがって、パートタイムの看護職員は含まれていない。

図表. 2 転職経験の有無(複数回答)



図表. 3 転職理由(複数回答)に関する過去調査との比較

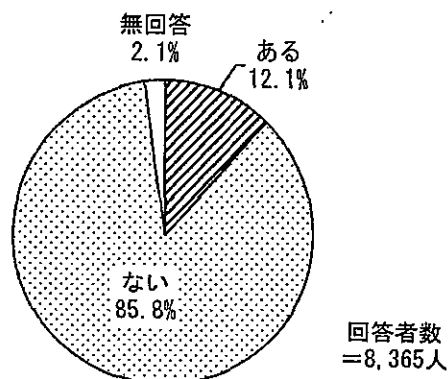


(調査の概要)

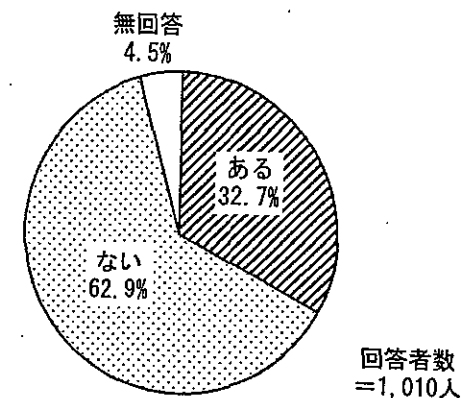
- 調査対象及び調査方法
 - ・社団法人日本介護福祉士会会員
 - ・郵送配付・郵送回収
- 調査期日
 - ・平成17年2月末現在
- 調査対象者数と回収状況
 - ・サンプル数: 12,000人
 - ・回収数: 3,549人
 - ・回収率: 29.5%

(参考2) 介護福祉士現況調査報告書(抜粋) (平成14年3月) 社団法人日本介護福祉士会調べ

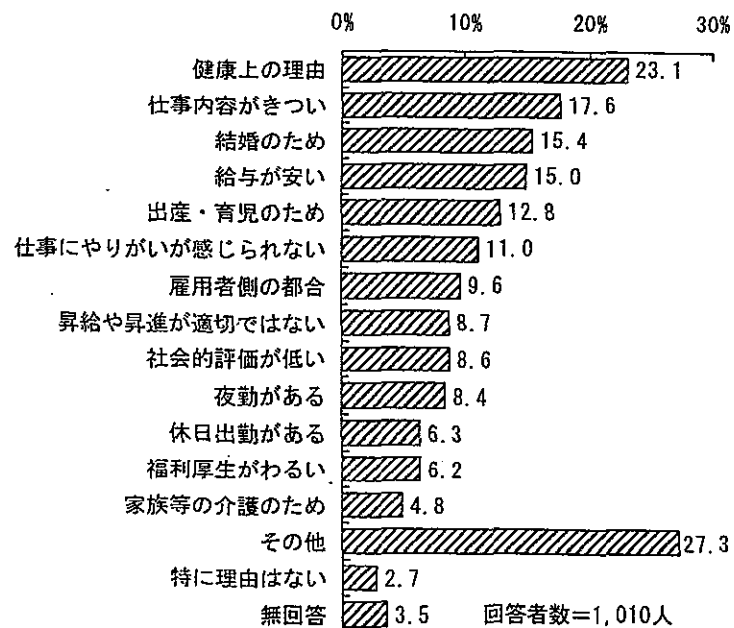
介護業務からの離職経験(単数回答)



介護業務への復帰経験(単数回答)



図表35. 離職理由(複数回答)

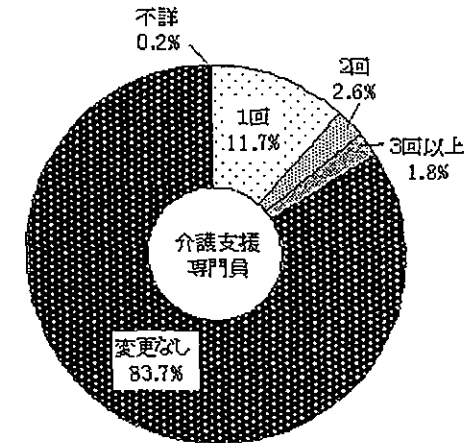
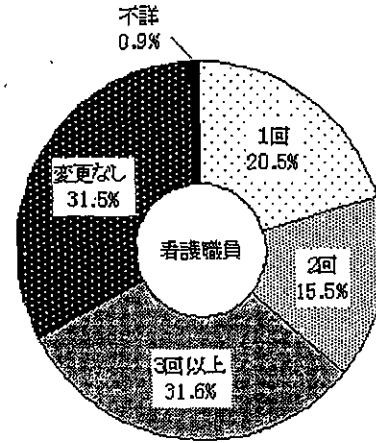
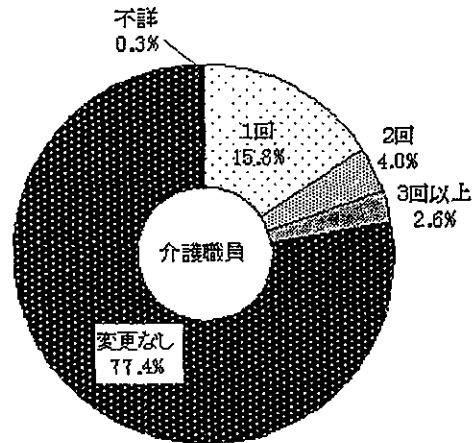


(調査の概要)

- ①調査対象: 平成12年3月までに介護福祉士養成施設を卒業、または第12回までの介護福祉士試験を合格した者のうち、介護福祉士資格を登録した者
- ②抽出方法: 単純無作為抽出法
- ③対象者数: 21,166人(①の10%)
- ④調査方法: 郵送配付・郵送回収
- ⑤回収結果: 有効回収数 8,365票(回収率: 39.5%)

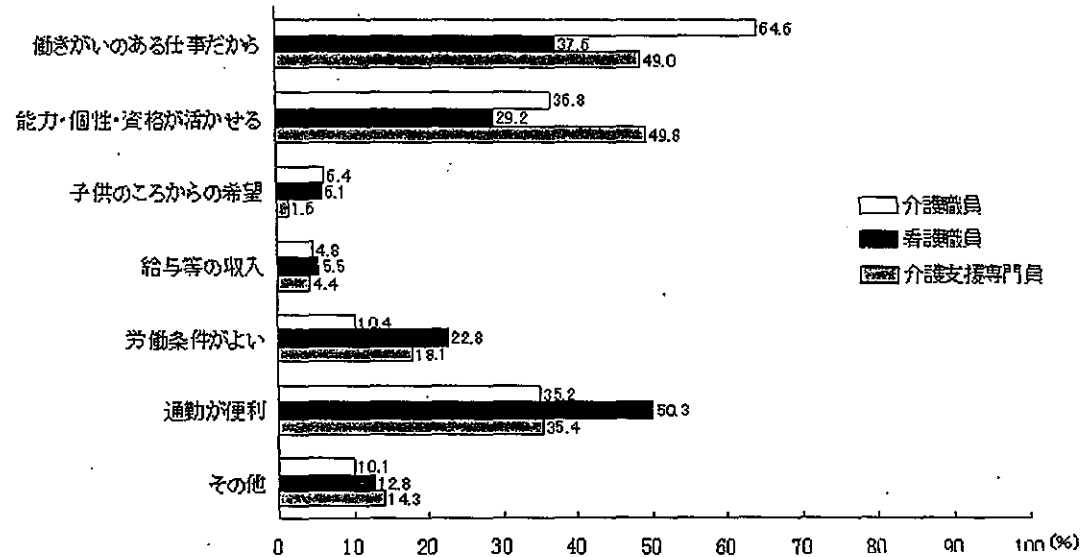
勤務先変更の有(回数)無別にみた従事者の構成割合

平成16年10月1日現在



現在の仕事を選んだ理由(複数回答)

平成16年10月1日現在



現在の仕事への不満、悩み(複数回答)

(単位:%)

平成16年10月1日現在

	介護職員	看護職員	介護支援 専門員
総数	100.0	100.0	100.0
給与等収入が低い	47.8	40.0	36.6
労働時間が希望に合わない	8.3	9.0	8.1
有給休暇を取りにくい	43.9	37.1	26.9
入所者(利用者)とコミュニケーションがうまくとれない	3.4	2.0	3.0
仕事がきつくて体力的に不安がある	26.8	25.9	14.9
業務の負担や責任が大きすぎる	29.9	35.1	53.7
自分の能力を伸ばすゆとりがない	20.2	16.4	24.3
自分の資格や能力が評価されない	10.4	8.8	11.6
他の職員との関係がうまくいかない	7.8	7.4	6.7
仕事の内容に展望がもてない	14.8	17.4	19.6
その他	13.0	12.8	13.7
特になし	13.1	13.8	12.2

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所における常勤(専従)の直接処遇職員(利用者に直接関わる介護職員、看護職員及び介護支援専門員)に対して調査を行った結果である。

都道府県別有効求人倍率、養成施設数、介護老人福祉施設等

福祉専門の職業の有効求人倍率は、大都市圏では地方圏に比べ相対的に高く、また、パートを除いた場合には、パートを含む場合に比べ低くなっている（全国で0.85）。社会福祉専門の職業の有効求人倍率は、地域の雇用情勢だけではなく、介護福祉士養成施設の整備状況、介護老人福祉施設の整備状況等の影響を受けていると考えられる。

	有効求人倍率（倍）				参 考						
	社会福祉専門の職業（常用）			職業計（常用）	養成施設数（平成17年4月1日現在）		介護老人福祉施設		認知症共同生活介護（グループホーム）		訪問介護
	パート除く	パートタイム	課程数		入学定員（人）	施設数	定員数（人）	事業所数	定員数（人）	事業所数	
北海道	0.61	0.55	0.89	0.57	33	1,670	268	18,212	443	6,588	733
青森県	0.59	0.51	0.86	0.40	7	375	89	5,065	221	3,232	218
岩手県	0.63	0.61	0.69	0.59	6	352	89	5,545	58	606	169
宮城県	1.08	1.01	1.35	0.85	14	1,030	93	5,682	88	1,276	233
秋田県	0.62	0.60	0.69	0.56	5	210	86	5,097	114	1,344	166
山形県	1.05	0.89	1.69	0.96	2	115	75	5,692	63	1,049	162
福島県	0.89	0.88	0.91	0.80	5	311	94	6,350	51	691	273
茨城県	1.40	1.20	1.87	0.87	9	500	130	7,551	149	2,530	311
栃木県	1.42	1.26	1.83	1.21	10	675	86	4,828	52	789	233
群馬県	1.04	0.94	1.27	1.39	9	575	101	5,837	144	1,890	275
埼玉県	1.26	0.96	1.91	0.88	13	820	189	12,272	207	3,204	688
千葉県	1.04	0.70	1.84	0.83	13	870	178	12,176	146	2,022	688
東京都	1.42	1.11	2.39	1.38	44	2,700	349	31,250	75	1,033	1,345
神奈川県	1.32	1.00	2.11	0.99	15	750	214	16,950	200	2,858	984
新潟県	0.80	0.81	0.76	0.97	10	565	131	9,560	71	913	260
富山県	1.16	1.18	1.12	1.14	4	250	60	4,612	38	527	118
石川県	1.04	1.10	0.89	1.05	4	280	50	4,541	92	1,428	130
福井県	1.30	1.14	1.70	1.30	3	170	51	3,555	21	269	99
山梨県	1.41	1.30	1.63	1.07	3	120	44	2,843	32	366	130
長野県	1.04	1.00	1.10	1.02	9	380	122	8,035	87	948	295
岐阜県	1.51	1.44	1.64	1.18	8	390	83	6,068	154	2,019	251
静岡県	1.41	1.30	1.62	1.14	9	396	148	10,425	116	1,933	415
愛知県	1.49	1.19	2.03	1.67	24	1,666	155	13,636	214	3,096	706
三重県	1.39	1.25	1.64	1.37	7	310	90	5,448	92	1,148	286
滋賀県	1.15	1.02	1.42	1.05	3	170	53	3,621	46	566	198
京都府	0.79	0.57	1.23	0.92	10	590	110	7,606	65	800	275
大阪府	1.09	0.82	1.82	1.01	42	2,100	295	21,919	207	2,824	1,740
兵庫県	0.86	0.66	1.28	0.83	12	780	242	16,445	164	2,777	825
奈良県	1.06	0.65	2.00	0.71	6	410	59	4,483	48	658	269
和歌山県	1.12	0.94	1.60	0.77	2	160	64	4,040	47	633	261
鳥取県	0.84	0.93	0.57	0.77	3	140	31	2,679	47	632	99
島根県	0.98	0.97	0.99	0.79	4	235	76	4,085	54	643	140
岡山県	1.24	1.12	1.56	1.20	11	530	112	7,349	165	2,353	324
広島県	1.09	1.03	1.20	1.19	18	1,000	149	8,899	145	2,209	469
山口県	0.69	0.62	0.86	1.10	11	530	85	5,806	96	1,144	248
徳島県	1.13	1.08	1.26	0.80	2	170	55	3,206	64	1,018	191
香川県	1.21	1.04	2.02	1.20	7	420	68	3,953	63	1,055	178
愛媛県	1.16	1.14	1.25	0.83	8	340	84	5,065	140	2,277	224
高知県	0.52	0.51	0.59	0.47	3	200	50	3,382	64	928	129
福岡県	0.68	0.61	0.99	0.77	25	1,335	198	13,734	267	3,716	890
佐賀県	0.63	0.63	0.61	0.63	7	330	50	3,221	81	1,024	132
長崎県	0.59	0.51	0.84	0.58	6	220	98	5,571	283	3,702	259
熊本県	0.46	0.43	0.55	0.73	5	225	111	6,761	110	1,409	341
大分県	0.69	0.62	0.97	0.89	4	225	67	4,401	56	722	243
宮崎県	0.58	0.58	0.60	0.61	9	510	72	4,293	102	1,363	173
鹿児島県	0.61	0.57	0.72	0.54	8	430	133	7,933	186	2,589	311
沖縄県	0.60	0.58	0.69	0.43	6	280	54	4,065	21	197	187
全国	1.02	0.85	1.47	0.95	478	26,810	5,291	363,747	5,449	76,998	17,274

「有効求人倍率」は、厚生労働省「職業安定業務統計」より記載。（社会福祉専門の職業の有効求人倍率及び充足率（常用、平成17年平均））

（注）社会福祉専門の職業：「121 福祉相談指導専門員」「122 福祉施設指導専門員」「123 保育士」「124 福祉施設寮母・寮父」「129 その他の介護関係職種」

「平均実賃金」については、財団法人介護労働安定センター「介護事業所における介護労働事態調査」（平成17年6月）より記載。実賃金月額は、残業手当や深夜手当などを含め実際に支給した税込み賃金額である。

「養成施設数」及び「入学定員」については、福祉基盤課調べ

「介護老人福祉施設」、「認知症共同生活介護（グループホーム）」及び「訪問介護」の施設数・事業所数、定員数については、平成16年介護サービス施設・事業所調査より記載

職種別きまって支給する現金給与額等

（「平成16年賃金構造基本統計調査」より）

区 分	企業規模計					年収試算額
	年齢	勤続年数	きまって支給する		年間賞与 その他特別給与額	
			現金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	千円	千円	千円	千円
全労働者	40.4	12.1	330.2	301.6	891.6	4,510.8
男性労働者	41.3	13.4	367.7	333.9	1,014.6	5,021.4
女性労働者	38.3	9.0	241.7	225.6	601.8	3,309.0
福祉施設介護員（男）	32.5	5.6	238.1	222.3	695.6	3,363.2
福祉施設介護員（女）	36.1	5.8	214.1	201.4	601.4	3,018.2
ホームヘルパー（女）	42.9	5.2	207.5	196.9	458.8	2,821.6
介護支援専門員（女）	45.7	8.1	268.8	257.6	764.3	3,855.5
看護師（女）	35.8	6.7	315.1	278.2	848.4	4,186.8
看護補助者（女）	42.8	5.9	192.7	177.9	453.1	2,587.9

（注）賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

$$\text{年収試算額} = \text{「所定内給与額} \times 12\text{か月} + \text{年間賞与その他特別給与額」}$$

福祉職俸給表初任給基準

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給	推計年収額(単位:円)
心 理 判 定 員 職 能 判 定 員 職 業 指 導 員 生 活 支 援 員	大 学 卒	1 級 6 号 俸	2,884,760
医 療 社 会 事 業 専 門 員 児 童 自 立 支 援 専 門 員 児 童 指 導 員	短 大 卒	1 級 3 号 俸	2,581,360
児 童 生 活 支 援 員 保 育 士	短 大 卒	1 級 3 号 俸	2,581,360
介 護 員	短 大 卒	1 級 3 号 俸	2,581,360
	高 校 卒	1 級 1 号 俸	2,414,080

※「推計年収額」以外の項目については、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第6より引用。
 ※「推計年収額」については、初任給として規定されている各俸給月額(平成16年度福祉職俸給表)に12を乗じた額に、当該俸給月額に平成16年度の期末勤勉手当支給率(4.4)を乗じた額を加えた額とした。

福祉職俸給表適用者の経験年数階層別、給与決定上の学歴別 人員及び推計年収額

	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		計	
	人員	推計年収額	人員	推計年収額	人員	推計年収額	人員	推計年収額	人員	推計年収額
1年未満							1	3,498,120	1	3,498,120
1年以上 2年未満							13	3,445,886	13	3,445,886
2年以上 3年未満							13	3,422,434	13	3,422,434
3年以上 5年未満			1	3,524,360	3	3,598,701	14	3,759,356	18	3,719,525
5年以上 7年未満					1	3,867,120	19	3,985,331	20	3,979,421
7年以上 10年未満			6	3,927,800	5	3,871,712	17	4,352,265	28	4,175,495
10年以上 15年未満			7	4,086,404	4	5,040,950	21	5,097,907	32	4,869,521
15年以上 20年未満			1	4,249,240	3	5,217,939	40	6,341,404	44	6,217,255
20年以上 25年未満			3	5,633,941	6	6,034,183	26	6,917,815	35	6,656,289
25年以上 30年未満			3	5,307,040	2	6,982,284	14	7,237,960	19	6,906,164
30年以上 35年未満	1	5,220,120	6	5,753,727	3	7,364,764	24	7,591,954	34	7,177,755
35年以上			2	7,463,673	2	8,051,006	4	7,529,076	8	7,643,208
計	1	5,220,120	29	4,904,065	29	5,455,358	206	5,579,403	265	5,490,568

※「平成17年国家公務員給与等実態調査報告書」(人事院給与局)より推計。

※「推計年収額」は、「給与等実態調査」における「平均俸給額」に12を乗じた額に、当該俸給額に平成16年度の期末勤労手当支給率(4.4)を乗じた額を加えた額とした。

(参考)

福祉職俸給表の内容

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)
別表第九 福祉職俸給表 (第六系関係)

職員の 区分	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
22	259,500	340,900	371,300	420,100		
23	262,900	344,000	373,800	423,600		
24	266,200	346,300	376,400	427,100		
25	269,000	348,500	379,000			
26	271,600	350,800	381,600			
27	273,700	353,000				
28	275,700	355,200				
29	277,700	357,600				
30	279,600	359,800				
31	281,500	362,100				
32	283,400	364,300				
33	285,200					
34	287,100					
35	288,900					
36	290,800					
37	292,600					
38	294,400					
39	296,100					
再任用職員	201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

※ 平成18年版給与小六法